

14 PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の適正な保管と処理について

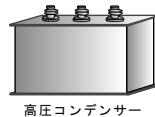
PCBを含む電気機器には高圧コンデンサー・変圧器、蛍光灯安定器などがあり、現在も使用されている場合がありますが、使用を終了したときは処理されるまでの間、適切な保管が必要です。また、電気機器以外にも、感圧複写紙など、PCBを含んだ廃棄物があります。

なお、保管した場合には、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB特措法」と言います。)に基づき、知事又は政令市長への届出が必要となりますので、各振興局にお問い合わせください。また、使用中の一部の機器については、電気事業法に基づき、各地域産業保安監督部長への届出が必要となります。

[解説]

(1) PCB廃棄物の種類と留意事項

PCB廃棄物には次のようなものがあります。



- ① 高圧変圧器・コンデンサー
 - ・高圧変圧器：発電所、ビル等の受電設備等の変圧器（受電電圧交流600V超）
 - ・高圧コンデンサー：送配電線用（600V超）
- ② 蛍光灯安定器等
 - ・蛍光灯（オフィス、教室用等の40W直管蛍光灯など）に使われる安定器
 - ・水銀灯（高天井用）に使われる安定器
 - ・低圧ナトリウム灯（道路用）に使われる安定器
- ③ 感圧複写紙

PCBが塗布された感圧複写紙のことで、一部自治体等において保管されています。
- ④ PCBを使用する部品

エアコン、テレビ、電子レンジ等において使われていましたが、製造メーカーの責任により回収されていません（特別管理一般廃棄物）。
- ⑤ その他
 - ・低圧変圧器・コンデンサー ・柱上変圧器
 - ・PCBの付着したウエス ・PCB含有汚泥 等

※銘板により含有の有無を確認できる場合があります。

PCBとは

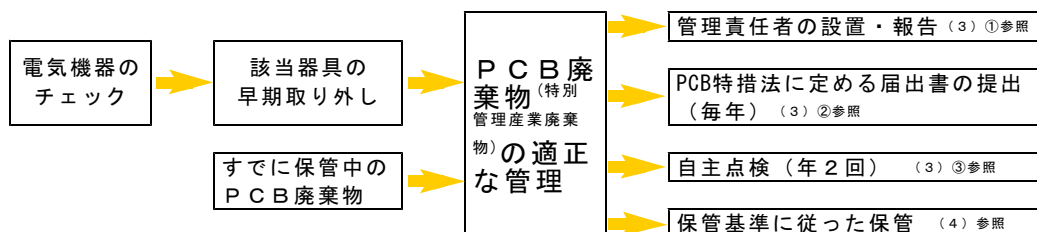
PCB (Polychlorinated biphenyls: ポリ塩化ビフェニル) は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性がよい、沸点が高いなどの性質を持つ、工業的に合成された化合物で、人の健康への有害性が確認され、分解されにくく、環境中に広範に残留することが知られています。

国内では、昭和29年に生産が開始されて以来、約5万4千トンが使用されましたが、昭和43年、カネミ油症事件発生で社会問題化、昭和47年に製造中止となり、事業者による保管が義務づけられました。

また、平成13年7月からは、PCB特措法が施行され、PCB廃棄物を保管する事業者は、保管などの状況を、定期的に届け出ることや、処分期間内にPCB廃棄物を自ら処分するか、他人に委託して処分しなければならないなど、PCB廃棄物を適正に保管、処分することが義務づけられました。さらに、提出いただいた届出書は、そのまま縦覧によって公表されます。

※PCB廃棄物は、PCB特措法で届出等について決められているほか、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物として、保管基準、処理基準が定められています。

(2) PCBを含む電気機器等の取扱いフロー



(3) 廃棄物となった場合

PCBを含む電気機器等の使用を終了し、保管に切り替わった時点でその電気機器等は「PCB廃棄物」となります。(5)により処理されるまで、引き続き保管を行うこととなります((5)以外にPCBを処分できる業者はいません。)。

PCBを含む産業廃棄物を保管することとなった場合は、次の手続きが必要です。

- ① 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 [法12条の2第8項、第9項、規則8条の17関係、細則20条2]
特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うに足る知識を有すると認められる者を選任し、設置後30日以内に知事(各振興局)又は政令市長に設置報告書を提出して下さい。
- ② PCB廃棄物の保管及び処分状況等の届出 [PCB特措法8条関係]
PCB廃棄物を保管している事業場は、毎年6月30日までに、PCB廃棄物の保管、処分の状況、PCBを含む機器の使用状況などを、必要書類を添付して、知事(振興局)又は政令市長に届け出なければなりません。
また、新たに保管を開始した場合は、各振興局に御連絡ください。
- ③ 自主点検の実施
年2回、保管状況の自主点検を行い、点検票の写しを②の保管及び処分状況等の届出書に添付し提出して下さい。

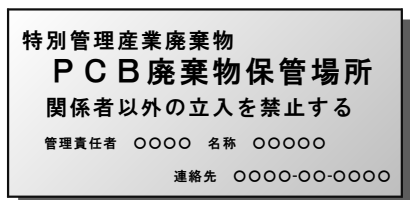
(4) PCB廃棄物の保管について

[法第12条の2第2項、規則8条の13関係]

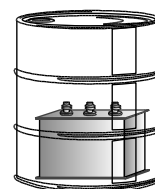
保管に当たっては、特別管理産業廃棄物の保管基準を遵守して下さい。

なお、PCB廃棄物の保管場所を変更した場合、届出が必要です。振興局又は政令市に、保管場所変更前に御相談願います。

- ① 周囲に囲いを設置し、見やすい場所に表示(廃棄物の種類、管理者氏名、名称、連絡先)する
 - ② 飛散・流出、地下浸透、悪臭発生のないこと
 - ③ ねずみ、蚊及びはえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - ④ 仕切りを設ける(他のものの混入防止)
 - ⑤ 容器に入れ密閉すること等PCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃棄物が高温にさらされないための措置を講ずること。
 - ⑥ PCB汚染物及びPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ※受皿の設置、容器の二重化、転倒防止などの措置により、万一にも漏らさないこと。



保管場所の表示の例(60cm×60cm以上)



コンデンサー保管の例

(5) PCB廃棄物の処理について

道内に保管されているPCB廃棄物は、含まれるPCBの濃度等により、処理できる施設が次のとおり決められています。できるかぎり早期に適正な処理を行うようお願いいたします。

- ① 高濃度PCB廃棄物(高圧変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物)

処分先: 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所(室蘭市)

※旧日本環境安全事業株式会社北海道事業所

(連絡先: 電話0143-22-3111)

<北海道事業所での処分期間>	
高圧変圧器・コンデンサー	→原則としてH33年度末まで
安定器・汚染物	→原則としてH34年度末まで

- ② 低濃度PCB廃棄物(微量PCB汚染廃電気機器等、低濃度PCB含有廃棄物)

処分先: 法に基づく無害化処理認定施設又は都道府県市による許可施設(道内ではJX金属苫小牧ケミカル株式会社(苫小牧市)が平成26年3月1日認定取得)

(連絡先: 電話0144-56-0231)

<低濃度PCB廃棄物での処分期間>	H38年度末まで
-------------------	----------